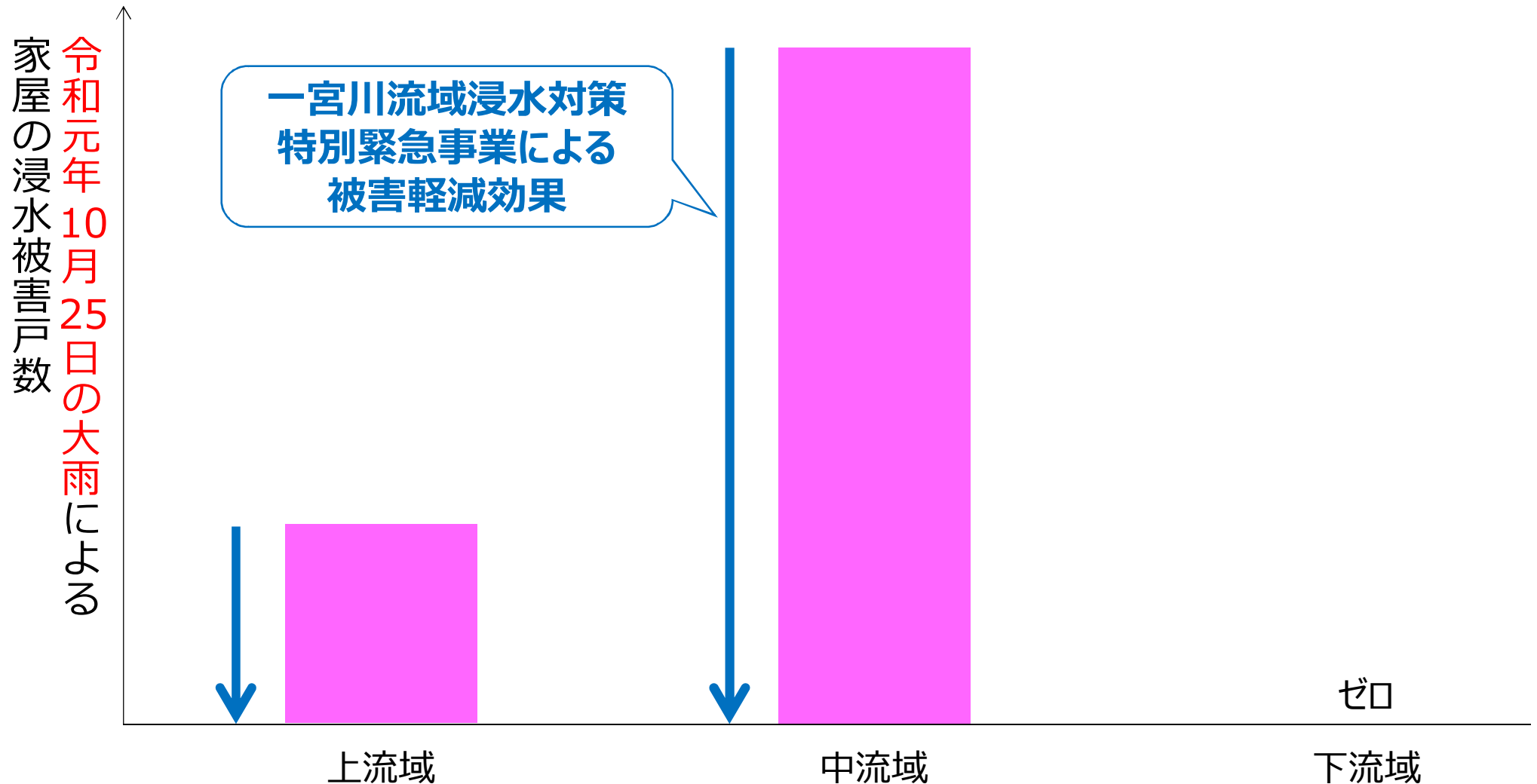
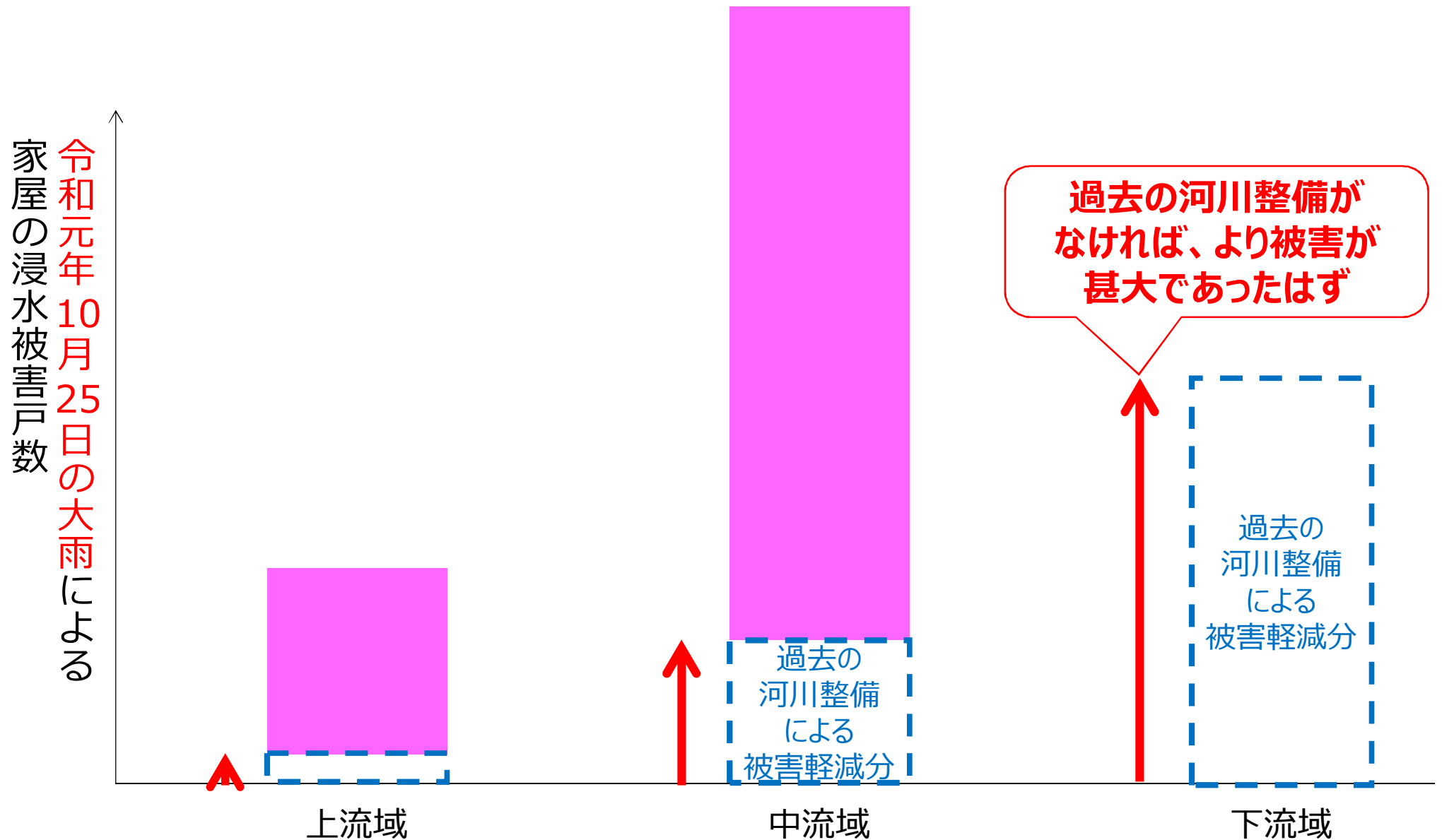


一宮川水系流域治水マスタープラン の枠組み（たたき台）

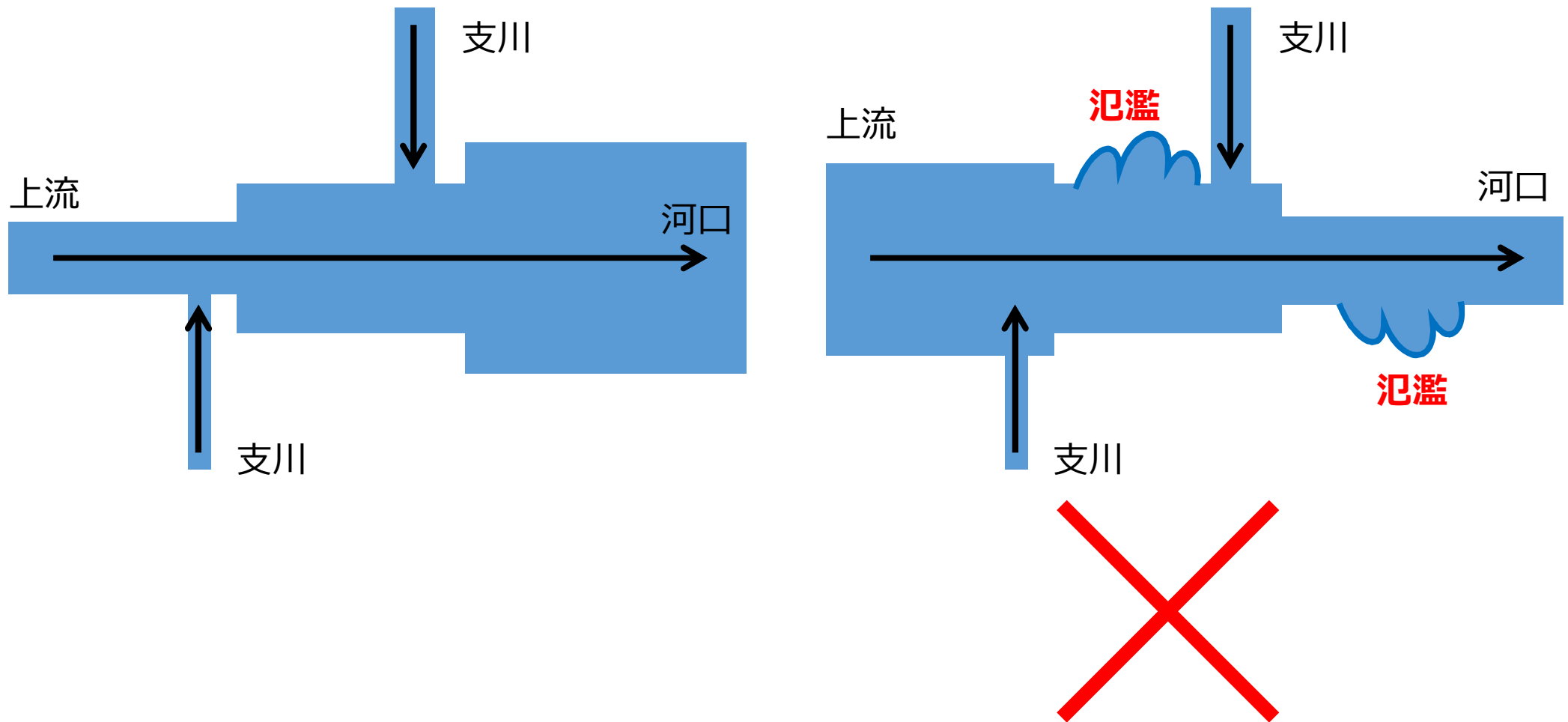
- 令和元年10月25日の大雨では、雨の降り方、河川整備の進捗状況、地形、氾濫区域の資産分布などから、中上流域において甚大な浸水被害が発生した。
- 一宮川流域浸水対策特別緊急事業では、河川整備と内水対策、土地利用施策が連携して令和元年10月25日の大雨による家屋等の浸水被害ゼロを目指す。



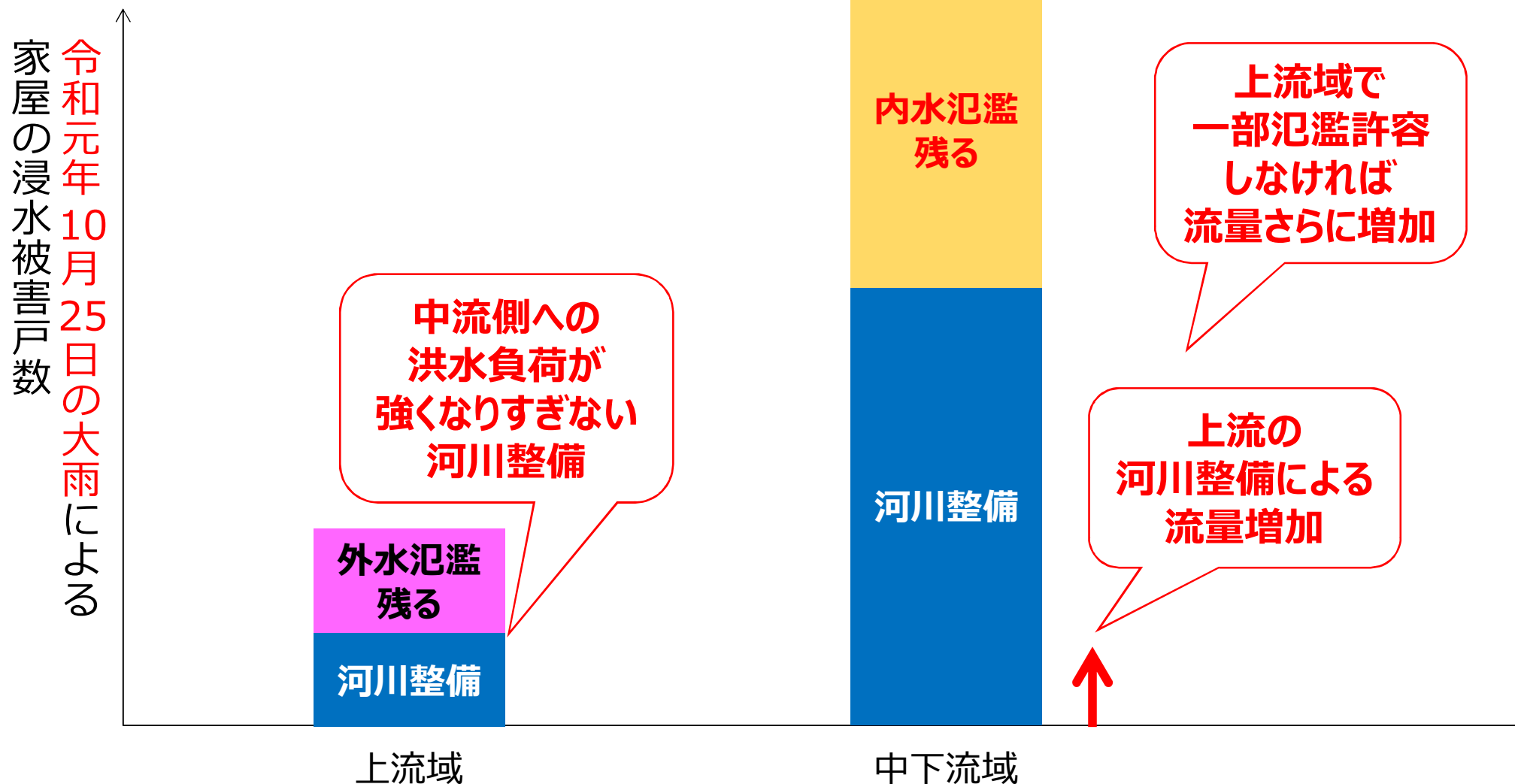
- 過去の河川整備により、特に下流域は浸水被害が軽減されている。



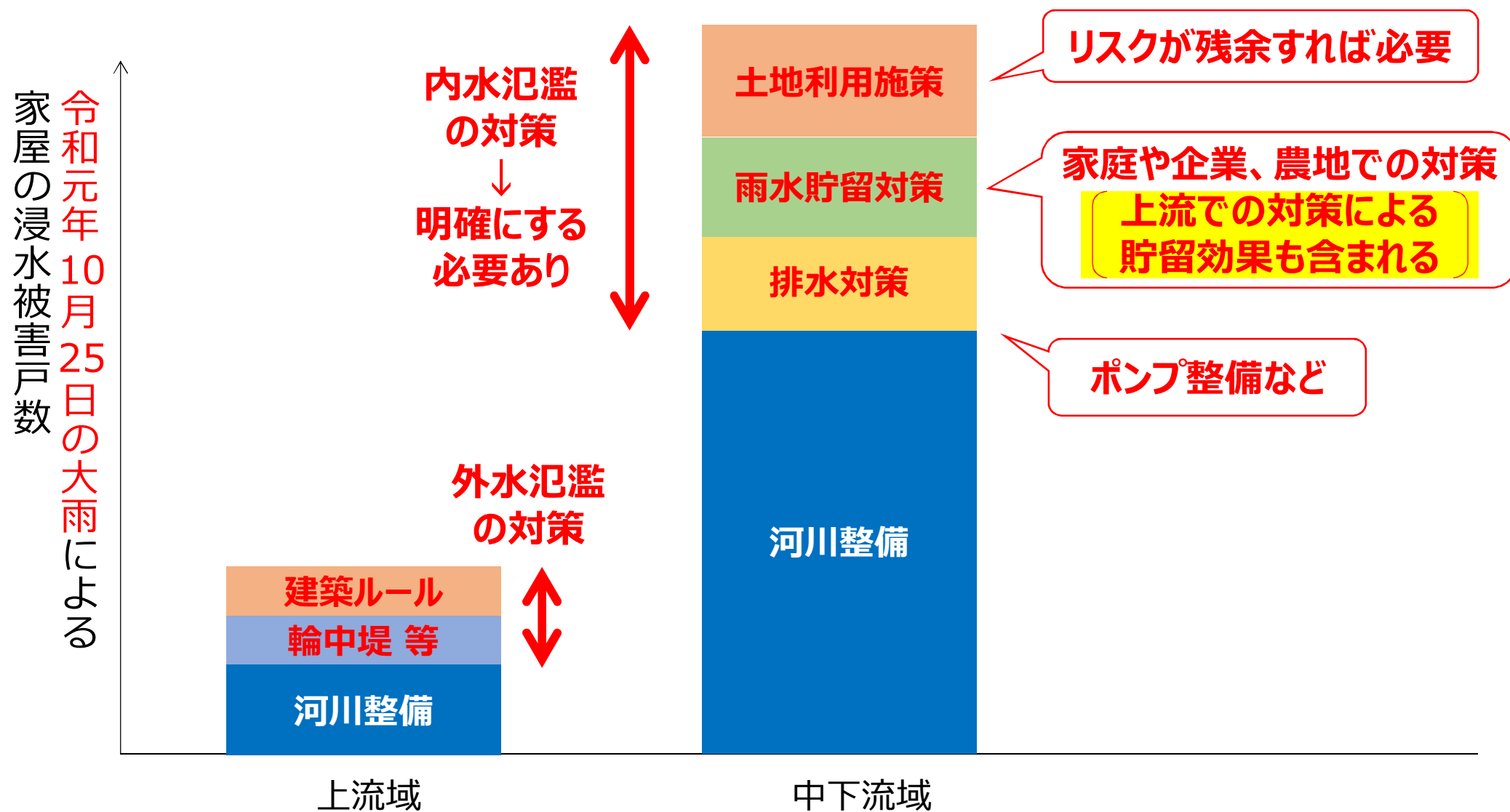
- 河川では、下流に行けば行くほど洪水流量が多くなる。
- 上流側の河川整備を行えば、下流の洪水流量が多くなる。
下流で流せないほど、上流側の洪水流量は多くできない。（上下流バランス）



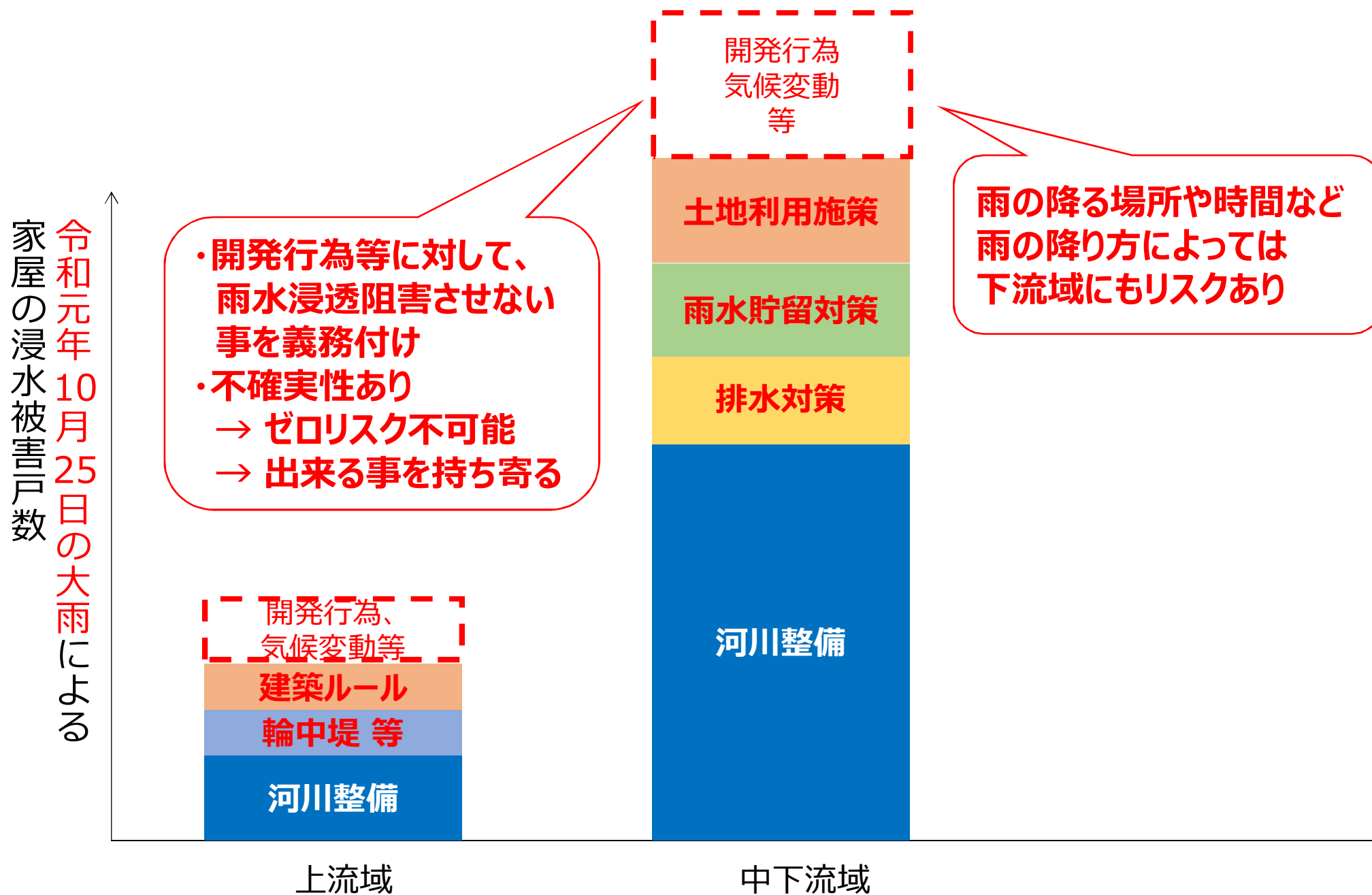
- **中下流域**は、**上流域からの流入**を踏まえ、**河川整備**を行う。
- **上流域**は、**中下流域への流出**を踏まえ、**河川整備**を行う。



- **中下流域**は、**河川整備**と併せて、具体的な**内水対策**の**内容や実施期間を明確化**する必要がある。
- **上流域**は、**河川整備**と併せて、**輪中堤や建築ルール**で対応する。



■ 開発行為などの土地利用の変化や気候変動等により、浸水被害リスクが増大



- 流域治水MPは、**令和元年豪雨対策**とそれを上回る降雨の**2層構造**とする。

一宮川水系流域治水マスタープラン

1. 基本理念

2. 対策内容（流域治水プロジェクト）

（1）令和元年10月25日の大雨への対策

- ・ **令和11年度末迄**に実施
- ・ **河川整備、流域対策の実施量、効果**を定量的に整理
- ・ 流域治水協議会にて**進捗管理**（着々と進める）
- ・ **現在の法制度や枠組みに基づく対策**

（2）気候変動等への対策

- ・ **長期**
- ・ 上記（1）に加えて、**流域のあらゆる関係者が出来る事を持ち寄る**
- ・ **流域治水教育、流域治水文化の醸成、**
また、**既存の法制度や枠組みを超えた対策**も含む

3. 対策を推進する仕組み

- ・ 流域治水協議会、市町村部会、分科会
- ・ 関連協議会

など

**一宮川水系における
特定都市河川浸水被害対策法の活用
(たたき台)**

- 特定都市河川に指定することで、**雨水浸透阻害行為に許可**が必要となり、**開発行為等による浸水被害リスクの増加を防止**できる。

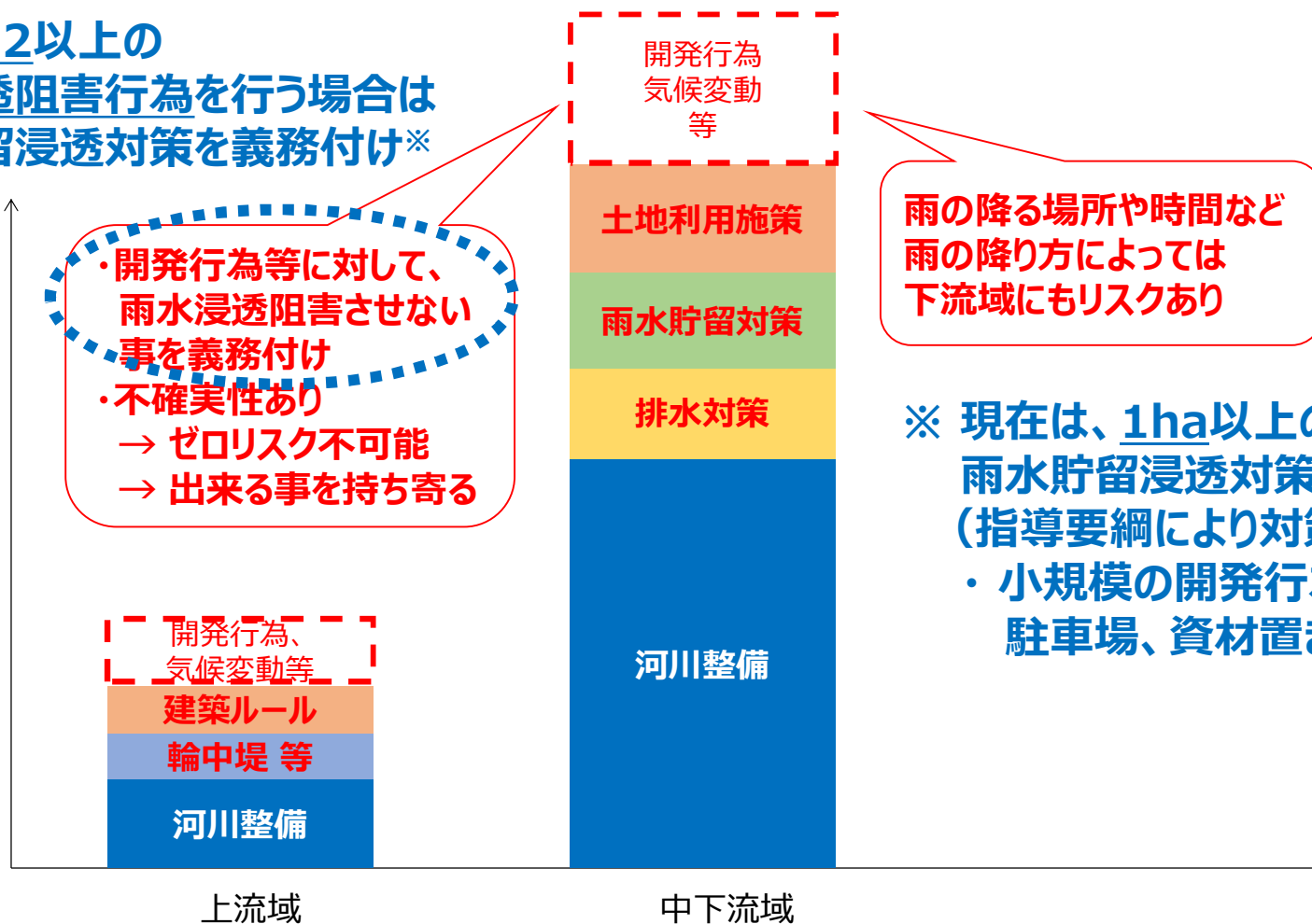
気候変動等による影響への対応

7

- 開発行為などの土地利用の変化や気候変動等により、浸水被害リスクが増大

**1000m²以上の
雨水浸透阻害行為を行う場合は
雨水貯留浸透対策を義務付け***

令和元年10月25日の大雨による
家屋の浸水被害戸数



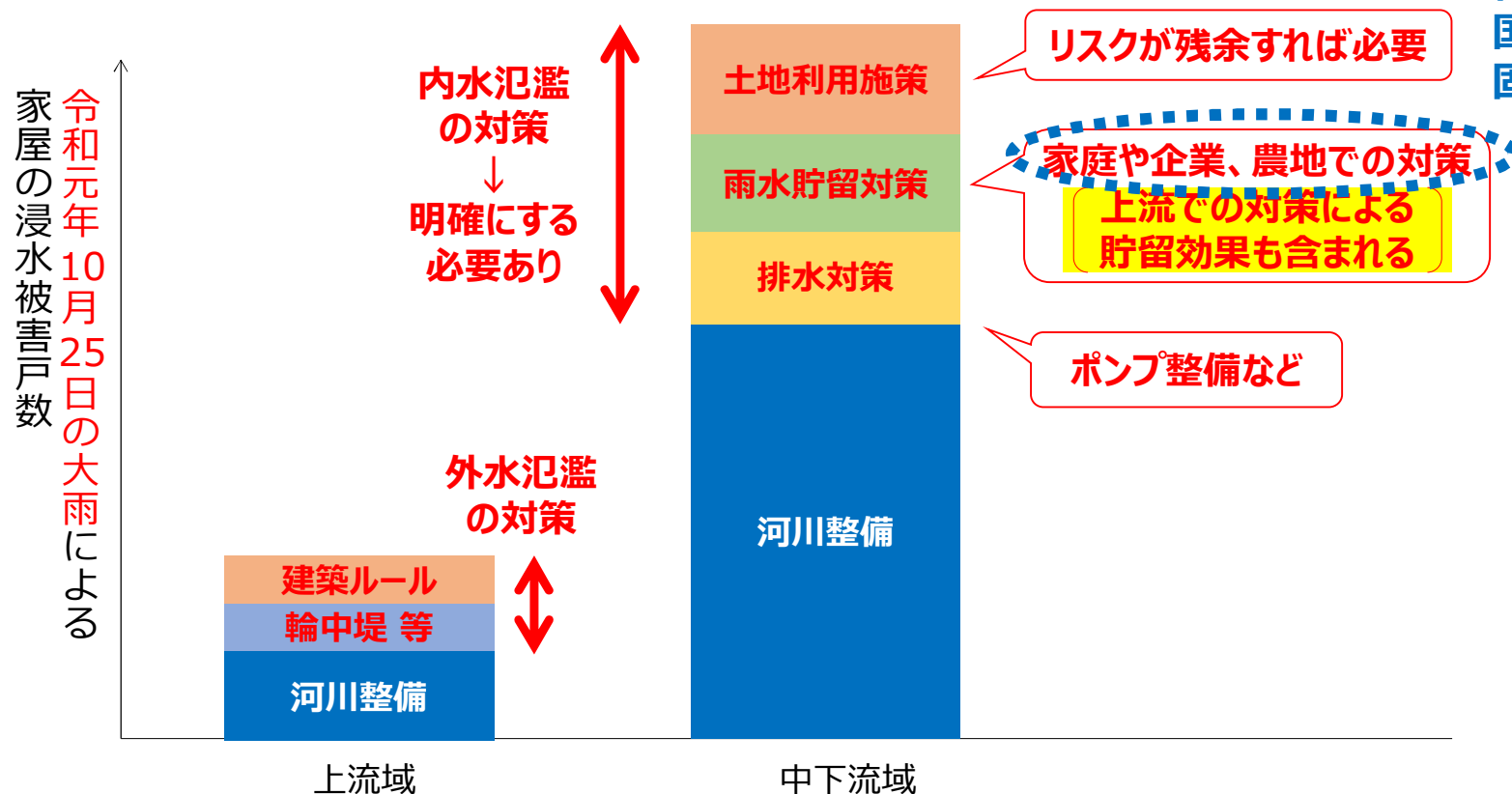
- **雨水貯留浸透施設整備計画**に位置付けられた**施設整備（民間含む）**に対して、**国庫補助（1/2）**、**固定資産税の減免**

一宮川流域浸水対策特別緊急事業における対策の役割分担

6

- **中下流域**は、**河川整備**と併せて、具体的な**内水対策**の内容や**実施期間**を**明確化**する必要がある。
- **上流域**は、**河川整備**と併せて、**輪中堤**や**建築ルール**で対応する。

雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設整備へ国庫補助（補助率1/2）、固定資産税の減免



- 流域水害対策計画に位置付けられた流域対策について、補助事業（国庫補助率1/2）の対象

一宮川水系流域治水マスタープラン（MP）の骨子

8

- 流域治水MPは、令和元年豪雨対策とそれを上回る降雨の2層構造とする。

一宮川水系流域治水マスタープラン

1. 基本理念

2. 対策内容（流域治水プロジェクト）

（1）令和元年10月25日の大雨への対策

- ・ 令和11年度末迄に実施
- ・ 河川整備、流域対策の実施量、効果を定量的に整理
- ・ 流域治水協議会にて進捗管理（着々と進める）
- ・ 現在の法制度や枠組みに基づく対策

（2）気候変動等への対策

- ・ 長期
- ・ 上記（1）に加えて、流域のあらゆる関係者が出来る事を持ち寄る
- ・ 流域治水教育、流域治水文化の醸成、また、既存の法制度や枠組みを超えた対策も含む

3. 対策を推進する仕組み

- ・ 流域治水協議会、市町村部会、分科会
- ・ 関連協議会

など

流域マスタープランのうち、

①令和元年10月25日の大雨を計画対象外力とした対策の計画を特定都市河川法に基づく流域水害対策計画とする。



特定都市河川浸水被害対策推進事業（国庫補助率1/2）の採択対象

- 一宮川水系流域治水における課題等を踏まえると、**特定都市河川浸水被害対策法の活用は有益な面もある**と思われる。

- **雨水浸透機能の保全**

雨水浸透阻害行為にあたって、雨水貯留浸透施設が義務付けられ、雨水浸透機能の保全

- **民間による雨水貯留浸透施設へのインセンティブ**

雨水貯留浸透施設整備計画に位置付けられた施設整備（民間含む）に対して、国庫補助（1/2）、固定資産税の減免

- **市町村等が行う流域対策への国庫補助**

流域水害対策計画に位置付けられた流域対策について、補助事業（国庫補助率1/2）の対象

- 全国的にも、流域治水の推進にあたって、
既に大和川（奈良県・国管理）で
特定都市河川の指定がなされたほか、
江の川（広島県・国管理）や**本川**（広島県・県管理）などで
指定に向けた検討が行われている。
- 上記**先進事例**について**調査研究**を行い、
水害対策としての有益性とともに、
地域活性化の視点も十分に留意したうえで、
特定都市河川の指定に向けた検討を行ってまいりたい。